

令和6年12月

各 位

日本大学薬学部後援会

会 長 藤 田 正 明

日本大学薬学部後援会入会について（お願い）

この度は、皆様の御子様が日本大学薬学部入学者選抜に合格されましたことを心からお祝い申し上げます。

日本大学薬学部後援会は、入学されました御子様の保護者様を会員とした組織で、大きな希望のもとに入学した学生が、より充実した学園生活を送ることができるようにと願って発足いたしました。日本大学薬学部の企画する教育・研究、その他の施策の具体化推進に協力し、会員相互の親睦を図り、薬学部の発展に寄与することを目的としております。

御子様の学生生活を実り多くするために、保護者の皆様と大学との連絡を密にし、国家試験対策、就職指導への支援、オリエンテーション、スポーツ大会等に対する補助の他、以下に挙げる事業を行っております。

何とぞ、この趣旨に御賛同いただき、御入会くださるようお願い申し上げます。

なお、会費納入については、後援会会則に基づき、薬学部会計課に事務を委託しております。学費と同時に納入していただきたく、重ねてお願い申し上げます。

後 援 会 事 業 （主なもの）

- 1 環境整備（構内緑地・施設設備の維持管理等）に対する補助活動
- 2 図書（学生閲覧用参考図書等）購入に対する補助活動
- 3 国家試験対策（特別講座・模擬試験等）に対する補助活動
- 4 就職指導（講演会・支援講座等）に補助活動
- 5 薬学実務実習（病院・薬局実習）への補助活動
- 6 学生の福利厚生（健康診断等）に対する補助活動
- 7 卒業研究研修旅行に対する補助活動
- 8 サークル活動に対する補助活動
- 9 スポーツ大会及び日本大学体育大会参加への補助活動
- 10 学部祭（桜薬祭）への補助活動

以 上

日本大学薬学部後援会会則

昭和63年8月21日制定	平成21年6月13日改正
昭和63年4月1日施行	平成21年6月13日施行
平成4年7月4日改正	平成30年5月19日改正
平成4年7月4日施行	平成30年4月1日施行
平成13年6月16日改正	令和3年5月22日改正
平成13年4月1日施行	令和3年4月1日施行
平成15年6月14日改正	
平成15年4月1日施行	

第1章 総 則

第1条 本会は、日本大学薬学部後援会と称し、事務所を日本大学薬学部内におく。

第2条 本会は、日本大学薬学部が企画する教育・研究その他の施策の具体化推進に協力し、会員相互の親睦を図り、もって薬学部の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会の会員は、日本大学薬学部及び日本大学大学院薬学研究科に在学する学生の父母又はこれにかわる者とする。

第4条 会員は、その子女が本学部及び本大学院学生としての身分がなくなった時に、その資格を失う。

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 役 員

第6条 本会の事業を行うために、次の役員を置く。

- ① 会 長 1名
- ② 副会長 2名
- ③ 委 員 若干名
- ④ 会計監査 2名

2 薬学部長を名誉会長とする。

第7条 役員の仕事は、次のように定める。

- ① 名誉会長は、会長の諮問に応じ、会の目的達成に協力する。
- ② 会長は、本会の会務を総理し、総会の議長を司る。
- ③ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- ④ 委員は、役員会の議を経た職務を執行する。
- ⑤ 会計監査は、会計を監査する。

第8条 役員を選出は、次のように定める。

- ① 会長は、薬学部長が会員のうちより選任する。
- ② 副会長及び委員は、会員及び薬学部専任教職員中より会長が選任し、総会の承認をうける。
- ③ 会計監査は、会員のうちより、総会において選任する。

第9条 役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。

2 役員は、前項にかかわらず次期総会までその職務を執行する。

第3章 事 業

第10条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 教育及び研究の補助協力
- ② その他必要な事業

第11条 会長は、本会の事業を推進するために総会を年1回招集する。ただし、役員会をもって総会に代えることができる。

2 役員会は随時行う。

3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の時は議長がこれを決する。

第12条 後援会に係る通知等運営業務は、薬学部庶務課に委託する。

第4章 会 計

第13条 本会の経費は、会費及び寄付金をもって支弁する。

2 会費の代理徴収等の業務は、薬学部会計課に委託する。

第14条 会費は、年額40,000円とする。

第15条 本会の予算及び決算は、総会の承認を経なければならない。

附 則

1 この会則は、令和3年4月1日から施行する。

2 本会の会則を改正する場合は、総会の承認を経なければならない。

3 第14条に規定する会費は、平成14年度新入会員から適用する。